

平成18年度 第3回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成19年3月15日（火）14：00～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会第2会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：阿部、大谷、石崎、堀、加藤、小泉、飯田、片村、井波、宮崎

K H K：鈴木、長榮、小山田、鳥越

IV. 配付資料

資料22 第2回移動容器規格委員会議事録（案）

資料23 高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会委員名簿（案）

資料24 溶接アルミニウム合金製容器再検査基準(KHKS015)及びFRP複合容器再検査基準(KHKS016)の廃止について

資料25 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 改正案

資料26 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準解説

V. 議事概要

1. 定足数の報告

事務局から本日の出席委員は12名であり、規格委員会規程に定める定足数を満足していることの報告があった。

2. 前回議事の確認

事務局から資料22に基づき、「第2回移動容器規格委員会議事録（案）」について説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会委員の変更について

事務局が、資料23に基づき同分科会の委員変更について説明を行った後、当該委員変更について採決を実施したところ、出席委員の過半数（7名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

4. FRP複合容器再検査基準及び溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止について

事務局から資料24に基づき、FRP複合容器再検査基準及び溶接アルミニウム合金製容器再検査基準の廃止について説明を行った。パブリックコメントに寄せられた意見に対する回答案について以下の質疑がなされた。審議の結果回答案を下表のとおり訂正し、移動容器規格委員会の回答とすることが承認された（満場一致）。

①改正することにより存続が可能か。

存続させるためには全面改正が必要である。しかしながら傷の写真、補修方法等ごく一部の部分を除き、関係省令をそのまま規定するものとなる。関係業界から判定基準等を自主基準として関係省令より厳しめに規定する等の要望があればより詳細に検討する必要があるが改正は可能である。写真等のみが必要であれば別のドキュメントとして残す方法もある。いずれにしても現行の段階では、ごく一部を残すための改正は不要と考える。

②本基準を廃止した後、本基準を使用することは可能か。

強制法規における引用JISと同じで廃止された基準を使用することは可能。特認において本基準が引用されているものは、本基準廃止後も本基準を使用する必要がある。

訂正前	訂正後
<p>本基準は関係法令の改正等により、現行の状態では存続させることはできない。本基準を存続させるためには改正が必要であるが、本基準に規定された再検査の規格及び方法は既に容器則及び容器則細目告示に規定されていることから改正は不要と考える。また、本基準に規定された内容（傷の判定等）を容器則等における規定を満足する範囲で判定の基準とすることは問題ない。</p>	<p>本基準は関係法令の改正等により、現行の規定内容で存続させることはできない。一方、現在、FRP容器に係る再検査の規格及び方法は既に容器則及び容器則細目告示に規定されている。従って、現状において本基準の改正は不要と考える。なお、本基準に規定された内容（傷深さの検査）を容器則等における規定を満足する範囲で判定の基準とすることは今後とも問題はない。</p>
<p>平成10年6月26日付け環境立地局保安課事務連絡「特別認可により製造・輸入された繊維強化複合容器の再検査について」において容器検査所は、KHKS016に規定された許容傷深さを基準とすることが規定されており問題ない。</p>	<p>平成10年6月26日付け環境立地局保安課事務連絡「特別認可により製造・輸入された繊維強化複合容器の再検査について」において容器検査所は、KHKS016に規定された許容傷深さを基準とすることが規定されており、今後とも本基準を用いることに問題はない。</p>

5. 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準について

(1) 事務局が、資料25及び資料26に基づき、空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正案及び解説についてそれぞれ説明した。質疑事項等は以下のとおり。

①資料26のp1解説図1とp6の解説図1で違いがある。p1の図は「b」が規定されているが不要ではないか。

→p1の図から「b」の説明を削り、p6の図と同じものとする。

②資料25中、附属品とバルブが混在しているが、統一できないか。

→附属品と規定しているときは、バルブ、安全弁及び緊急しゃ断装置を指し、バルブと規定しているときはバルブのみの規定である。

③外観検査における傷の判定基準については、次回の委員会で案を提示することとなった。

④非水槽式の耐圧試験装置に関する解説として気泡の混入に留意が必要である旨の記載を加えることとなった。

6. 高圧ガスタンクローリ再検査基準について

事務局が高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正に係る進捗状況等を説明した。質疑事項等はなし。

7. 次回委員会について

次回委員会は、平成19年6月29日（金）14時から開催予定とした。